

1. 第4期特定健康診査等実施計画について

保険者は、高齢者の医療の確保に関する法律第19条に基づき、特定健康診査等実施計画を定めます。

なお、第1期及び第2期は5年を一期としていたが、医療費適正化計画等が6年一期に改正されたことを踏まえ、第3期以降は実施計画も6年を一期として策定します。

2. 目標値の設定

(図表 44) 特定健診受診率・特定保健指導実施率

	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	国の目標値
特定健診受診率	41%	43%	45%	47%	49%	51%	60%
特定保健指導実施率	75%	75%	75%	75%	75%	75%	70%

3. 対象者の見込み

(図表 45) 特定健診・特定保健指導対象者の見込み

		R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
特定健診	対象者数	10,526	10,362	10,198	10,034	9,870	9,706
	受診者数	4,316	4,456	4,589	4,716	4,836	4,950
	受診率	41%	43%	45%	47%	49%	51%
特定保健指導	対象者数	573	592	610	627	643	658
	受診者数	430	444	458	470	482	494
	実施率	75%	75%	75%	75%	75%	75%

4. 特定健診の実施

(1) 実施方法

健診については、特定健診実施機関に委託する。県医師会が実施機関の取りまとめを行い、県医師会と市町村国保側の取りまとめ機関である国保連合会が集合契約を行います。

- ① 集団健診(宮古島市保健センター他)
- ② 個別健診(委託医療機関)

(2) 特定健診委託基準

高齢者の医療の確保に関する法律第28条、および実施基準第16条第1項に基づき、具体的に委託できるものの基準については、厚生労働大臣の告示において定められています。

第3章

(3) 健診実施機関リスト

特定健診実施機関については、宮古島市のホームページに掲載します。

(参照) URL :

<https://www.city.miyakojima.lg.jp/kurashi/kokumin/kenkouhoken/tokutei.html>

(4) 特定健診実施項目

内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病予防のための特定保健指導対象者を抽出する国が定めた項目に加え、追加の検査(HbA1c・血清クレアチニン・尿酸・尿潜血)を実施します。

また、血中脂質検査のうち LDL コレステロールについては、中性脂肪が 400mg/dl 以上または食後採血の場合は、non-HDL コレステロールの測定にかえられます。(実施基準第1条第4項)

(図表 46) 特定健診検査項目

宮古島市特定健診検査項目

健診項目		宮古島市	国
身体測定	身長	○	○
	体重	○	○
	BMI	○	○
	腹囲	○	○
血圧	収縮期血圧	○	○
	拡張期血圧	○	○
肝機能検査	AST(GOT)	○	○
	ALT(GPT)	○	○
	γ-GT(γ-GTP)	○	○
血中脂質検査	空腹時中性脂肪	●	●
	随時中性脂肪	●	●
	HDLコレステロール	○	○
	LDLコレステロール	○	○
	(NON-HDLコレステロール)	○	○
血糖検査	空腹時血糖	●	●
	HbA1c	○	●
	随時血糖	●	●
尿検査	尿糖	○	○
	尿蛋白	○	○
	尿潜血	○	
血液学検査 (貧血検査)	ヘマトクリット値	□	□
	血色素量	□	□
	赤血球数	□	□
その他	心電図	□ (集団健診では○)	□
	眼底検査	□	□
	血清クレアチニン (eGFR)	○	□
	尿酸	○	

○…必須項目、□…医師の判断に基づき選択的に実施する項目、●…いずれの項目の実施で可

(5) 実施時期

4月から翌年3月末まで実施します。

(6) 医療機関との適切な連携

治療中であっても特定健診の受診対象者であることから、かかりつけ医から本人へ健診の受診勧奨を行えるよう、医療機関へ十分な説明を実施していきます。

また、本人同意のもとで、保険者が診療における検査データの提供を受け、特定健診結果のデータとして円滑に活用できるよう、かかりつけ医の協力及び連携を行います。

(7) 代行機関

特定健診に掛かる費用の請求・支払い代行は、沖縄県国民健康保険団体連合会に事務処理を委託します。

(8) 健診の案内方法・健診実施スケジュール

実施率を高めるためには、対象者に認知してもらうことが不可欠であることから、受診の案内の送付に関わらず、医療保険者として加入者に対する基本的な周知広報活動を年間通して行います。

(図表 47) 特定健診実施スケジュール (概要)

	前年度	当該年度	翌年度
4月		健診機関との契約 ↓ 健診対象者の抽出、受診等の印刷・送付(随時可) (特定健診の開始)	(特定保健指導の実施)
5月			健診データ抽出(前年度)
6月		健診データ受取 費用決裁(毎月)	↓ 実施実績の分析実施方法、 委託先機関の見直し等
7月		保健指導対象者の抽出 (毎月20日頃) ↓ (特定保健指導の開始)	
8月			
9月		(特定健診・特定保健指導の実施)	受診・実施率実績の算出 支払基金(連合会)への報告 (ファイル作成・送付)
10月	契約に関わる 予算手続き		
11月			
12月			
1月			
2月			
3月	契約準備 ↓	(特定健診・特定保健指導の当該年度受付終了)	

5. 特定保健指導の実施

特定保健指導の実施については、保険者直接実施（健康増進課への執行委任の形態）で行います。

○第4期(2024年以降)における変更点

特定健康診査・特定保健指導円滑な実施に向けた手引き(第4版)

特定保健指導 の見直し	(1)評価体系の見直し 特定保健指導の実施評価にアウトカムを導入し、主要達成目標を腹囲2cm・体重2kg減とし、生活習慣病予防につながる行動変容や腹囲1cm・体重1kg減をその他目標として設定した。
	(2)特定保健指導の初回面接の分割実施の条件緩和 特定保健指導の初回面接は、特定健康診査実施日から1週間以内であれば初回面接の分割実施として取り扱えるよう条件を緩和することとした。
	(3)糖尿病等の生活習慣病に係る服薬を開始した場合の実施率の考え方 特定健康診査実施後又は特定保健指導実施後に服薬を開始した者については、実施率の計算において、特定保健指導対象者として、分母に含めないことを可能とした。
	(4)糖尿病等の生活習慣病に係る服薬中の者に対する服薬状況の確認及び特定保健指導対象者からの除外 服薬中の者の特定保健指導対象者からの除外に当たって、確認する医薬品の種類、確認手順を保険者があらかじめ定めている場合は、専門職以外であっても対象者本人への事実関係の再確認と同意の取得を行えることとした。
	(5)その他の運用の改善 看護師が特定保健指導を行える暫定期間を第4期期間においても延長することとした。

(1) 健診から保健指導実施の流れ

「標準的な健診・保健指導プログラム(令和6年度版)」様式5-5をもとに、健診結果から保健指導対象者の明確化、保健指導計画の策定・実践評価を行います。(図表48・49)

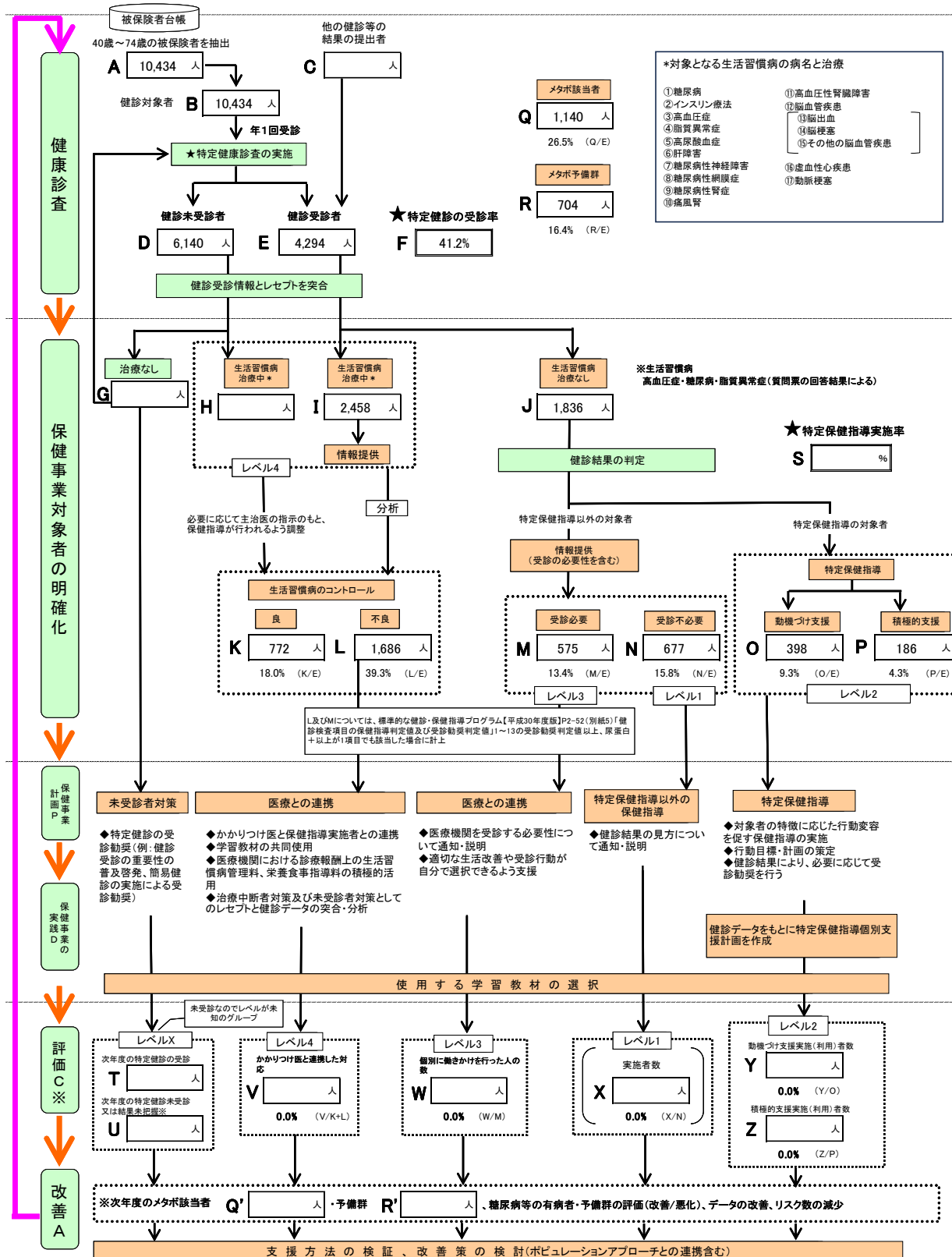
(図表 48) 健診から保健指導へのフローチャート (様式 5-5)

糖尿病等生活習慣病予防のための健診・保健指導

健診から保健指導実施へのフローチャート

様式5-5

令和04年度



出典・参照：特定健診等データ管理システム

第3章

(2) 要保健指導対象者の見込み、選択と優先順位・支援方法

(図表 49) 要保健指導対象者の見込み

優先 順位	保健事業区分	様式 5-5	保健指導レベル	支援方法	対象者数見込 (受診者の60%)	目標実施率
1	特定保健指導	O P	特定保健指導 O: 動機付け支援 P: 積極的支援	◆対象者の特徴に応じた行動変容を促す保健指導の実施 ◆行動目標・計画の策定 ◆健診結果により、必要に応じて受診勧奨を行う	584人 (13.6%)	75%
2	糖尿病性腎症 重症化予防事業	M/L/K	糖に関する受診勧奨値あり ※ 糖腎F, G4, G3, Gj, Gk 情報提供(Gk以外は受診必要)	◆糖尿病重症化予防のための保健指導や栄養指導、情報提供の実施 ◆医療機関を受診する必要性について通知・説明 ◆適切な生活改善や受診行動が自分で選択できるよう支援 ◆かかりつけ医と保健指導実施者との連携 ◆医療機関における診療報酬上の生活習慣病管理料、栄養食事指導料の積極的活用	659人 (13.4%)	HbA1c6.5以上の未治療者については原則面談 100%
	要医療事業	M/L/K/N	糖以外の受診勧奨値あり ◆ 要医療(重症化、CKD) 情報提供(受診必要)	◆医療機関を受診する必要性について通知・説明 ◆適切な生活改善や受診行動が自分で選択できるよう支援 ◆かかりつけ医と保健指導実施者との連携	575人 (13.4%)	100%
3	未受診者対策	D	健診未受診者	◆特定健診の受診勧奨(例: 健診受診の重要性の普及啓発、受診勧奨) ◆台帳掲載者、前年度健診受診者を優先に実施(架電、ハガキ)	6,140人 ※受診率目標達成までにあと2,434人	—
4	保健指導事業	M/L/K/N	情報提供(保健指導優先)	◆健診結果の見方について通知・説明(手紙支援)	580人	100%
		K/L/N	情報提供(保健指導)	◆健診結果の見方について通知・説明(初受診、がん精査など)	370人	15%
			実施なし	優先順位判断にて実施なし	1,671人	
5	未治療・中断者対策	D	健診未受診者 (外部委託)	◆沖縄県重症化予防事業(未治療中断者対策)にて、AIを活用した医療受診勧奨ハガキ通知、架電	840人	架電は電話番号の把握できる250人
	健診未受診者対策			◆AIを活用した未受診者への健診受診勧奨ハガキ通知		

(3) 生活習慣病予防のための健診・保健指導の実践スケジュール

目標に向かっての進捗状況管理とPDCAサイクルで実践していくため、年間実施スケジュールを作成していきます。

(図表 50) 健診・保健指導年間スケジュール

	特定健康診査	特定保健指導	その他
3月	◎受診券送付(保険証一体型)		◎特定健診および二次健診契約医療機関との調整
4月	◎健診対象者の抽出及び受診券の送付 ◎特定健康診査の開始		◎特定健康診査をはじめとした各種健診の広報
5月			◎市民健診、後期高齢者健診、がん検診開始 ◎代行機関(国保連合会)を通じて費用決裁の開始
6月		◎対象者の抽出	
7月		◎保健指導の開始	
8月			
9月		◎利用券の登録	◎前年度特定健診・特定保健指導実績報告終了
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月	◎健診の終了		

6. 個人情報の保護

(1) 基本的な考え方

特定健康診査・特定保健指導で得られる健康情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律および宮古島市個人情報保護条例を踏まえた対応を行います。

また、特定健康診査を外部委託する際は、個人情報の厳重な管理や、目的外使用の禁止等を契約書に定めるとともに、委託先の契約状況を管理します。

(2) 特定健診・保健指導の記録の管理・保存期間について

特定健康診査・特定保健指導の記録の管理は、特定健康診査等データ管理システムで行います。

7. 結果の報告

実績報告については、特定健診データ管理システムから実績報告用データを作成し、健診実施年度の翌年度11月1日までに報告します。

8. 特定健康診査等実施計画の公表・周知

高齢者の医療の確保に関する法律第19条第3項（保険者は、特定健康診査等実施計画を定め、又はこれを変更したときは、遅延なく、これを公表しなければならない）に基づく計画は、宮古島市ホームページ等への掲載により公表、周知します。